

山梨県公立小中学校事務職員研究会 ホームページに関するガイドライン

1 趣 旨

このガイドラインは、山梨県公立小中学校事務職員研究会（以下「山事研」とする）のホームページの開設及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 ホームページ開設の目的

山事研の広報活動、会の活動に必要な情報の伝達、および会員相互の交流と会員の資質の向上、学校事務に関する情報を共有するため。

3 管 理

- (1) ホームページの管理責任者は、山事研会長とする。
- (2) ホームページの運用（更新）は、広報委員会が行う。
- (3) ホームページ用のサーバーは、山梨県総合教育センターを使用する。

4 運 営

山事研ホームページに公開（掲載）するにあたっては、事前に拡大役員会において承認を得るものとする。

(通常の場合)

- ①各組織（各委員会等）において、公開を希望する原稿（データ等）を作成し、直近の拡大役員会に提示し承認を得る。
※定型的な内容については、広報委員会の主導により行う。
- ②承認された公開用原稿（データ等）を広報委員会へ提出する。
- ③広報委員会において、ホームページへ公開（更新）を行う。
- ④広報委員会は、必要に応じて公開（更新）について会員へ周知する。

(急を要する場合)

- ①各組織（各委員会等）において、公開を希望する原稿（データ等）を作成し、事務局へ提出する。
- ②管理責任者（会長）のもと本部役員において直ちに検討し承認する。
- ③事務局または各組織から、承認された公開用原稿（データ等）を広報委員会へ提出する。
- ④広報委員会において、ホームページへ公開（更新）を行う。
- ⑤広報委員会は、公開（更新）について会員へ周知する。

5 公 開

(1) 公開の内容

公開の内容は、学校事務に関する情報及び本会の活動に必要な情報とする。個人情報については、プライバシー保護に十分留意する。

会員に限定される内容は、「会員専用ページ」へ掲載する。（パスワード管理）

(2) 公開しないもの

プライバシーの侵害となるおそれのあるもの。(氏名、住所、電話番号、生年月日等)

(3) 状況によって公開できるもの

集合写真等、ただし個人名の同時掲載はしない。

(4) 本人の同意を得て公開できるもの

個人名が特定される写真、各種研究資料等。

6 著作権

山事研ホームページ上の著作物における著作権は山事研に属する。また、作成にあたっては著作権法に十分留意し、違法な公表、複製等の行為を行わない。

7 禁止事項

管理者並びに利用者は次の行為をしてはならない。

(1) 法令及び公序良俗に反する行為

(2) 営利を目的とする行為

(3) 第三者の人権、著作権、その他の権利を侵害する行為

(4) 第三者を誹謗、中傷、差別するとみなされる行為

(5) その他、インターネットを利用するためのルールとマナーに反する行為

8 リンク

山事研ホームページを他へリンクする場合には、事前に山事研の承諾を得るものとする。

9 問い合わせ等への対応

山事研ホームページへの問い合わせ・回答については以下のように行う。

(1) 外部団体等からの山事研に関する問い合わせは、団体を代表しており身元確認が出来た場合のみ本部において対応する。

(2) ホームページの技術的なことに関する問い合わせは、広報委員会が対応する。

10 その他

このガイドラインは必要に応じて見直しを行うものとする。

このガイドラインは、平成27年7月1日より施行する。